

地方独立行政法人長野市民病院 職員退職手当規程

平成28年4月1日
規程第9号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人長野市民病院の職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、地方独立行政法人長野市民病院職員就業規則(平成28年規程第6号。以下「規則」という。)の適用を受ける者をいう。

2 この規程において「退職の日」とは、職員が規則第27条第1項の規定により退職し、又は規則第28条第1項の規定により解雇された日をいう。

3 この規定において「給料月額」とは、地方独立行政法人長野市民病院職員給与規程(平成3年規程第6号。以下「給与規程」という。)第7条各号に掲げる給料表に定める額(給与規程第11条第1項に規定する給料の調整額が定められている場合は、調整後の額)をいう。

(適用範囲)

第3条 退職手当は、職員(臨時職員(1時間を単位として雇用するパート職員を含む。)を除く。)が退職し、又は解雇された場合に当該職員に支給する。ただし、当該職員が死亡により退職した場合は、その遺族に支給するものとする。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。なお、在職期間には、「公益財団法人長野市保健医療公社」の在職期間も含めて計算するものとする。

2 在職期間のうちに、次の各号に掲げる事由により現実に勤務しなかった期間が1月以上あった場合は、当該各号に掲げる期間を除算するものとする。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 規則第22条第1号又は第2号の規定による休職 | 2分の1の期間 |
| (2) 規則第22条第5号の規定による休職 | 全期間 |
| (3) 規則第46条の規定による育児休業 | 2分の1の期間 |
| (4) 規則第58条の規定による停職 | 2分の1の期間 |

3 在職期間に1年未満の端数がある場合は、その端数は、切り捨てる。ただし、死亡、事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合又は業務上の傷病により在職1年未満で退職した場合の退職手当を計算する場合にあっては、在職期間を1年とする。

(退職手当の額)

第5条 退職手当の額は、退職の日における給料月額に、在職年数に応じ退職手当支給率

表(別表)に定める支給率を乗じて得た額とする。

2 死亡、事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合又は業務上の傷病により退職した職員に対する退職手当の額が、退職の日における給料及び扶養手当の月額の合計額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額を退職手当の額とする。

- | | |
|--------------------|------------|
| (1) 在職期間1年未満の者 | 100 分の 270 |
| (2) 在職期間1年以上2年未満の者 | 100 分の 360 |
| (3) 在職期間2年以上3年未満の者 | 100 分の 450 |
| (4) 在職期間3年以上の者 | 100 分の 540 |

(退職手当の支給制限)

第6条 職員が規則第 28 条第1項第1号又は第8号の規定により解雇された場合は、退職手当を支給しないものとする。

(解雇の予告を受けない場合の退職手当)

第7条 規則第 29 条の規定により支給する 30 日分の平均給与は、退職手當に含まれるものとする。ただし、退職手當の額が平均給与の額に満たないときは、退職手當のほか、その差額に相当する金額を退職手當として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 第3条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (3) 前各号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 前号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により第2号及び第4号に掲げる者のうちにあっては同号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にするものとする。
- 3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が、2人以上ある場合はその人数によって等分して支給するものとする。

(遺族からの排除)

第9条 遺族のうち次の各号に掲げる者には、退職手当を支給しないものとする。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によって退職手当の支給をうけることができる先

順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(口座振替の方法による支払)

第 10 条 退職手当は、その支給を受けるべき者から申し出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

退職手当支給率表

在職年数	退職理由			
	自己都合	業務外の傷病	死亡等	定年、勵奨
1	0. 6	1. 0	1. 5	1. 0
2	1. 2	2. 0	3. 0	2. 0
3	1. 8	3. 0	4. 5	3. 0
4	2. 4	4. 0	6. 0	4. 0
5	3. 0	5. 0	7. 5	5. 0
6	4. 5	6. 0	9. 0	6. 0
7	5. 25	7. 0	10. 5	7. 0
8	6. 0	8. 0	12. 0	8. 0
9	6. 75	9. 0	13. 5	9. 0
10	7. 5	10. 0	15. 0	10. 0
11	8. 88	11. 1	16. 65	11. 1
12	9. 76	12. 2	18. 3	12. 2
13	10. 64	13. 3	19. 95	13. 3
14	11. 52	14. 4	21. 6	14. 4
15	12. 4	15. 5	23. 25	15. 5
16	13. 28	16. 6	24. 9	16. 6
17	14. 16	17. 7	26. 55	17. 7
18	15. 04	18. 8	28. 2	18. 8
19	15. 92	19. 9	29. 85	19. 9
20	21. 0	23. 1	34. 65	28. 875
21	22. 2	24. 42	36. 63	30. 525
22	23. 4	25. 74	38. 61	32. 175
23	24. 6	27. 06	40. 59	33. 825
24	25. 8	28. 38	42. 57	35. 475
25	33. 75	37. 125	44. 55	44. 55
26	35. 25	38. 775	46. 53	46. 53
27	36. 75	40. 425	48. 51	48. 51
28	38. 25	42. 075	50. 49	50. 49
29	39. 75	43. 725	52. 47	52. 47

在職 年数	退職事由			
	自己都合	業務外の傷病	死亡等	定年、勧奨
30	41. 25	45. 375	54. 45	54. 45
31	42. 5	46. 75	56. 1	56. 1
32	43. 75	48. 125	57. 75	57. 75
33	45. 0	49. 5	59. 4	59. 4
34	46. 25	50. 875	61. 05	61. 05
35	47. 5	52. 25	62. 7	62. 7
36	48. 75	52. 25	62. 7	62. 7
37	50. 0	52. 25	62. 7	62. 7
38	51. 25	52. 25	62. 7	62. 7
39	52. 5	52. 5	62. 7	62. 7
40	53. 75	53. 75	62. 7	62. 7
41	55. 0	55. 0	62. 7	62. 7
42	56. 25	56. 25	62. 7	62. 7
43	57. 5	57. 5	62. 7	62. 7
44	58. 75	58. 75	62. 7	62. 7
45	60. 0	60. 0	62. 7	62. 7

(備考)

退職事由のうち「死亡等」とは、死亡、事業の縮小その他やむを得ない業務上の都合又は業務上の傷病をいう。